

Client Alert - Financial Sector

2023年11月号 (Vol.9)

全般	(1) 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等の公表
銀行・貸金	(1) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則案等に係る意見募集 (2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案等に係る意見募集 (3) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」の公表
保険	(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等の公表
証券（一種、二種、金融仲介）	(1) 大口信用供与規制に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果の公表 (2) 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」の設置及び開催 (3) 日証協 ベンチャーファンド市場に関する「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）	(1) 投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案の公表 (2) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案の公表 (3) 金融庁「投資信託財産の計算に関する規則」等の一部改正案の公表及び投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正案の公表 (4) 投資信託協会「『資産運用立国』の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方（中間報告）」の公表
バンキング、ストラクチャードファイナンス	(1) 担保法制部会における担保法制の見直しに関する要綱案の議論状況
データ・セキュリティ	(1) 「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」の公開 (2) 「カウンターランサムウェア・イニシアティブにおけるランサムウェア不払声明」の公表 (3) 「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点に関する注意喚起」の発出
サステナビリティ	(1) G20 サステナブルファイナンス作業部会による「2023年 G20 サステナブルファイナンス報告書」の公表 (2) 「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」の公表

Client Alert - Financial Sector

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023 年 11 月号 (Vol.9) を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 全般

(1) 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等の公表

金融庁は、2023 年 10 月 16 日に、[「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等](#)を公表しました。

行政手続きのデジタル原則適合に向けた対応等のため、金融庁が所管する内閣府令等について、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し、クラウド利用等に関する規定の整備等の所要の改正を行うものとされています。これは、デジタル庁の[デジタル臨時行政調査会作業部会](#)において、府省令においてフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定によって、手続きのオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっていること等の課題が指摘されていたことを踏まえたものと考えられます。

関係する施行規則、命令等においては、主に「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった文言が「電磁的記録媒体」に置換され、電磁的記録媒体の定義として「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。」と規定されています。また、内閣府の所管する金融関連法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合等¹において、クラウド等の利用が可能となることを明記する改正案が公表されています（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 13 条）。

¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）9 条 1 項により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合を含みます。

Client Alert - Financial Sector

(以上、2. 全般について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuoyoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

3. 銀行・貸金

(1) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則案等に係る意見募集

デジタル庁は、2023年11月13日に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律において、主務省令に委任された事項を定めるとともに、その他必要な手当てを行うために、[預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則案等](#)を公表しました。

同法律が施行された場合（2024年5月までに施行予定）、預貯金者が一つの金融機関に対して個人番号を利用した管理をすることを承諾することで、預金保険機構を通じて全ての金融機関について個人番号での管理がされることが可能となります。このために、金融機関は、個人番号を利用した管理を希望する又は承認した預貯金者に対し、他の金融機関の預貯金口座についても個人番号を利用して管理することを承諾するかを確認し、承諾した場合には、一定の事項を預金保険機構に通知することとされています。預金保険機構に通知する事項は、法律上は

- ① 他の全ての金融機関についての承諾か又は他の特定の金融機関についての承諾かの別及び他の特定の金融機関についての承諾であるときは、当該他の特定の金融機関の名称
- ② 当該預貯金者の本人特定事項（氏名、住所及び生年月日）
- ③ 当該預貯金者から個人番号の提供を受けたときは、当該個人番号

が定められていますが、施行規則案では、預貯金者の氏名の振り仮名を定めることが提案されています。

(2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案等に係る意見募集

デジタル庁は、2023年11月13日に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部施行（金融機関における登録申請等の

Client Alert - Financial Sector

受付に係る規定)のために、[公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の改正案](#)を公表しました。

現在はマイナポータルで登録することとされていますが、金融機関における登録申請等の受付に係る規定が施行された場合(2024年5月までに施行予定)、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録や変更について、デジタル庁から委託を受けた金融機関において行うことができるようになります。施行規則の改正案では、金融機関において、犯罪収益移転防止法と同様の方法により本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)を確認することが提案されています(なお、金融機関が本人確認に相当する確認を行っており、確認記録に相当する記録の作成及び保存を行っている場合には、それを確認して記録に保存することで本人確認を行うことができるようにすることが提案されており、犯罪収益移転防止法上の取引時確認を行っているケースがこれに該当するものと思われます。)

(3) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)」の公表

金融庁は、2023年10月31日に、関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、[「銀行法施行令等の一部を改正する政令\(案\)」](#)を公表しました。

銀行等の既に設置している営業所(本店等の一部の営業所を除く)等につき、休日新たに設ける際の手続きについて、承認制から届出制とすることが提案されています。

(以上、3. 銀行・貸金について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

4. 保険

(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等の公表

金融庁は、2023年11月16日に、[「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

Client Alert - Financial Sector

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律 43 号）（以下「法」といいます。）において、一定規模以上²の保険会社は、他の事業者から特定重要設備（「保険金の支払又は損害の填補に係る業務」に関するデータの処理³の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム⁴及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム）の導入を行う場合又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理もしくは操作⁵を行わせる場合、「導入等計画書」を作成し、当局に届け出ることとなっています（法 52 条 1 項）。今回、導入等計画書の記載事項の詳細等とともに、届出様式が定められています。本改正により、「維持管理」「操作」の詳細が 8 条に追加されましたが、この詳細については今後金融庁 Q&A が公表される予定です（パブコメ 1 番等）。

また、金融庁は、同日、[「金融分野における経済安全保障対策」のページ](#)を新設し、基幹インフラの制度解説を公表する等、情報提供がされています。

（以上、4. 保険について）

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

5. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 大口信用供与規制に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果の公表

金融庁は、2023 年 9 月 27 日に、大口信用供与規制における特例承認に係る審査基準を明確化する趣旨から、[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」といいます。）の一部改正案に対するパブリックコメントの結果](#)を公表しました。

監督指針は一部改正案どおりに改正されており、内容は[本ニュースレター Vol.7](#)で紹介したとおりです。なお、この改正は 2024 年 3 月 31 日から適用予定です。

² 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令 2 条 5 号。

³ 当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限り（同府令 1 条 柱書）。

⁴ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律九十号）二条三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限り（同府令 1 条 柱書）。

⁵ 定義につき、改正後同府令 8 条をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

(2) 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」の設置及び開催

金融庁は、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（以下「資産運用タスクフォース」といいます。）を設置し、2023年11月6日までに第3回会合まで開催しました⁶。

資産運用タスクフォースでは、投資運用業の新規参入を促すための取組や投資信託・投資法人制度の見直し等、アセットマネジメント業務に関する各テーマが議論されており、これらのテーマについては、当事務所の [ASSET MANAGEMENT BULLETIN Vol.6](#) において解説しております。

また、上記のテーマのほかにも、スタートアップ企業等に対する成長資金の供給に向けた議論が行われており、非上場株式の取引活性化のための各種の制度整備も検討されています。これらの制度整備について、資産運用タスクフォースでは第3回会合までに以下の内容が議論されています。

資産運用タスクフォース（第1回～第3回）

1. ベンチャーキャピタルに対する資金供給の促進

- ✓ ベンチャーキャピタルを取り巻く課題として、LP に対する情報提供、ファンドのガバナンス、非上場株式の公正価値評価等を含む幅広い論点が掲げられました。

2. 非上場有価証券の取引活性化

- ✓ 非上場株式のプライマリー・セカンダリー取引に関して、以下のような規制緩和が提案されました。

- ① 専らプロを対象とした非上場有価証券の仲介を行う場合に、第一種金融商品取引業の登録要件等（資本金規制、自己資本規制比率、兼業規制等）を緩和すること
- ② 非上場有価証券のみを扱う PTS について、流動性や取引規模等を踏まえて資本金・純資産要件やシステム要件等を緩和すること、また、認可制を緩和し、第一種金融商品取引業の登録制の下で電子的なマッチングを行うことができるものとする

3. 投資型クラウドファンディングの活性化

- ✓ 少額募集（調達金額1億円以上5億円未満）の届出（及びその後の継続開示）に係る開示内容について、企業情報の一部を会社法上の事業報告と同程度とする等の簡素化を行うことが提案されています。
- ✓ これに合わせて、株式投資型クラウドファンディングに係る業規制⁷上の発行総額の上限も「5億円未満」に引き上げることも提案されています。

⁶ 各回の資料及び議事録は、金融庁ホームページ（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#shisanunyou_tf）に掲載されています。

⁷ 株式投資型クラウドファンディング業者は第一種少額電子募集取扱業者（金商法29条の4の2第10

Client Alert - Financial Sector

- ✓ 加えて、現在投資先ごとに年間 50 万円とされている投資家の投資上限額について、諸外国の例に倣い、投資家の年収や純資産の額に応じて上限を定めることの是非について検討することとしています。

上記のとおり、資産運用タスクフォースでは、成長資金の供給に向けた様々な方策が議論されており、今後も継続的な議論が行われることが予想されます。これらの議論は、非上場有価証券を取り扱う金融商品取引業者の業務にも大きな影響を及ぼすことが想定されることから、資産運用タスクフォースでの議論の展開には引き続き注視する必要があります。

(3) 日証協 ベンチャーファンド市場に関する「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）は、2023 年 11 月 6 日に、ベンチャーファンド市場に関する「[有価証券の引受け等に関する規則](#)」等の一部改正を公布し、同日施行しました。

この規則改正は、[2022 年 2 月](#)及び [12 月](#)に東京証券取引所においてベンチャーファンド市場に関する制度整備が行われたことを受けて、日証協規則においても関連する規定を追加するものです。

具体的な内容としては、「株券等」の定義、主幹事就任規制、引受審査項目その他の規定に関して、ベンチャーファンドに関する事項を追加するものであり、その多くは形式的な文言の追加にとどまります。もっとも、引受審査項目に関しては、以下のとおりベンチャーファンド特有の項目が示されていることから、一定の留意を要します。

ベンチャーファンドに関する引受審査項目

- イ 公開適格性
- ロ 資産運用の健全性
- ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ニ 投資先と投資方針との適合状況
- ホ 投資法人の事業継続の見通し
- ヘ 適正な開示
- ト その他会員が必要と認める事項

項)として、第一種金融商品取引業の登録等の特例の適用を受けて業務を行うことが一般的です。当該特例において、現状は、過去 1 年以内に行われたクラウドファンディングによる募集及び私募の合計発行価額が 1 億円未満である場合に限って、第一種少額電子募集取扱業者がクラウドファンディングによる私募又は募集の取扱いを行うことが可能とされています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、5. 証券（一種、二種、金融仲介）について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案の公表

一般社団法人投資信託協会は、2023年9月15日に、[「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施しました（意見募集期間は2023年10月16日で終了済）。

本改正は、東京証券取引所より2021年10月に公表された「現物市場の機能強化に向けたアクション・プログラム」において、取引時間の延伸が示されたことを受け、正会員である投資信託委託会社が、販売会社に対して遵守を求める顧客の買付け及び解約の受付時限について、東京証券取引所の取引時間延伸に伴い、遅くとも15時30分までとする等の変更を行うものです。

なお、東京証券取引所における取引時間の延伸は、2024年11月5日に予定されている次期売買システム（arrowhead4.0）の稼働にあわせて実施することが正式に決定されており⁸、本改正も同日より実施される予定です。

(2) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案の公表

一般社団法人投資信託協会は、2023年9月15日に、[「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施しました（意見募集期間は2023年10月16日で終了済）。

本改正は、2022年6月7日に閣議決定された、新しい資本主義実行計画に基づく「フォローアップ」及び市場制度ワーキング・グループからの提言を踏まえ、協会において投資信託財産への非上場株式の組入れ比率のあり方や基準価額の算定における

⁸ <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/1030/20230920-01.html>

Client Alert - Financial Sector

非上場株式の評価のあり方等の検討を行った結果を踏まえたものとなります。具体的には、①投資信託財産への未上場株式の組入れに当たっては、原則として純資産総額の15%を超えてはならないとする閾値を新たに設定する、②未上場株式に対する審査の実施についての規定を設ける、③未上場株式を間接保有する場合、投資信託の投資先が監査を受けていれば、当該投資先が保有する未上場株式の監査までは求めないこととする、④未上場株式の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする等の改正が提案されています。

今後の予定としては、2023年12月開催予定の自主規制委員会・理事会において改正を附議するとされています。

(3) 金融庁「投資信託財産の計算に関する規則」等の一部改正案の公表及び投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正案の公表

金融庁は、2023年10月18日に、[「投資信託財産の計算に関する規則」等の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施しました（意見募集期間は2023年11月17日で終了済）。

本改正は、投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるようにするものです。

なお、本改正は改正附則により、施行日以後に開始する計算期間（営業期間）に係る計算書類について適用されます。

また、上記改正を踏まえ一般社団法人投資信託協会は、2023年11月10日に、[「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施しました（意見募集期間は2023年12月11日まで）。

別途の規則改正により、未上場株式の投資信託への組入れに係る制度整備が予定されていますが、かかる組入れに当たっては、その評価方法の違いにより、期末に算出された基準価額（純資産）と有価証券報告書上の貸借対照表等における基準価額（純資産）に差異が生じる場合が想定されることとなります。本改正は、当該差異について、運用報告書において開示するよう検討を行った結果を踏まえ、上記「投資信託財産の計算に関する規則」等の改正に関連して、運用報告書における記載例等を示したものとなります。

今後の予定としては、2024年2月開催予定の自主規制委員会・理事会において改正を附議するとされています。

Client Alert - Financial Sector

(4) 投資信託協会「『資産運用立国』の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方（中間報告）」の公表

一般社団法人投資信託協会は、2023年10月23日に、「『[資産運用立国](#)』の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方（中間報告）」を策定し、公表しました。

これは、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）（2023年6月16日閣議決定）を受けたものであり、資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る協会としての基本的な考え方をまとめた中間報告となっています。

「資産運用立国」を実現するための改革として、プロダクトガバナンスの推進や投資資産の多様化等が示されたほか、基本的な考え方を実現するための具体的な施策として以下の内容が掲げられています。

- ・ 重大な投資信託約款の変更に関する基準を適正化、明確化し、より顧客本位の商品提供を可能とすること
- ・ 欧米の類似のファンドの例を参考に、投資家に対して新しい投資機会を提供することを可能とする観点から、投資信託等の主たる投資対象資産の追加等を検討すること
- ・ 投資信託や投資法人において種類受益権、種類投資口の発行を可能とする、私募投資信託について金銭信託原則の例外とする範囲を拡大する等、ファンド・スキームの多様化を促進すること
- ・ 基準価額の一者計算を促進するため、算出業務の責任主体の法令上の位置づけを明確化し、算出業務の責任範囲・事象の明確化、マテリアリティ・ルールの法定化等を措置すること
- ・ 資産運用業者について、投資運用業務以外の業務の外部委託を適切に行うことを可能とすること
- ・ 投資信託の設定、解約等のデータの集中管理機関を創設すること

（以上、6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセラー 白川 剛士

☎ 03-6266-8736

✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

7. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 担保法制部会における担保法制の見直しに関する要綱案の議論状況

2023年11月7日に、法制審議会担保法制部会の第40回会議が開催され、[「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台1\(1\)」](#)が議論されました（以下「たたき台(1)」といいます。）。2022年12月6日に公表された「担保法制の見直しに関する中間試案」を踏まえて「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討」として8回にわたり更なる議論が重ねられてきましたが、要綱案の取りまとめに向けて議論が整理されてきている状況といえます。

たたき台(1)は、譲渡担保契約に関する総則規定のほか、動産譲渡担保契約、集合動産譲渡担保契約、債権譲渡担保契約、集合債権譲渡担保契約の効力を内容としています。おおむね従前の部会資料から変更はありませんが、例えば、集合動産譲渡担保権に基づく物上代位が制限される時期については、部会資料における「通常の事業を継続している間」との表現から、設定者が「補充義務（動産特定範囲に属する動産の売却その他の事由によって特定範囲所属動産の総体としての価値が減少したときは、その価値が相当なものとなるよう動産特定範囲に属する動産を補充する義務）を履行することができる」と認められる間」として、補充義務に着目した記載に修正されている等、たたき台(1)において内容が変更されている論点もあります。

たたき台(1)は、担保法制部会において議論された論点の一部のみをカバーするものですので、今後も継続的に(2)あるいは(3)が公表され、議論が継続されていくものと思われます。

(以上、7. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて)

シニア・アソシエイト 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhm-global.com

8. データ・セキュリティ

(1) 「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」の公開

内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」といいます。）は、2023年9月25日に、「[サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0](#)」（以下「ハンドブック Ver2.0」といいます。）を公開しました。このハンドブックは、企業におけ

Client Alert - Financial Sector

る平時のサイバーセキュリティ対策及びインシデント発生時の対応に関する法令上の事項に加え、情報の取扱いに関する法令や情勢の変化等に伴い生じる法的課題等を可能な限り平易な表記で記述したものです。ハンドブック Ver2.0 は、2020 年 3 月 2 日に公開された Ver1.0 策定後のサイバーセキュリティを取り巻く環境の変化、関係法令・ガイドライン等の成立、改正を踏まえて改訂されました。

ハンドブック Ver2.0 は、87 問の Q&A から構成され、Ver1.0 から様々な箇所がアップデートされています。例えば、セキュリティインシデント発生時の当局等への対応、金融を含む重要インフラにおける規律、認証・本人確認に関する法令、ランサムウェア対応等が新しく追加されています。

(2) 「カウンターランサムウェア・イニシアティブにおけるランサムウェア不払声明」の公表

米国時間 10 月 31 日から 11 月 1 日にかけて、ランサムウェアの脅威への対処に関する国際連携について議論する「[カウンターランサムウェア・イニシアティブ会合](#)」が米国で行われ、日本から警察庁、外務省、NISC 等が参加しました。

会合後には、47 の国・機関⁹が、以下の事項（抜粋）を内容とする「ランサムウェア不払いに関する声明」を表明しています。

- カウンターランサムウェアイニシアティブのメンバーは、ランサムウェアとこれらの壊滅的な攻撃を行う者に対し、共に公然と抗議する。
- 我々は、ランサムウェアの要求に対し金銭支払を避けることを強く勧める。我々は、お互いが模範となることを意図する。我々は、中央政府の権限下の関連機関がランサムウェア恐喝の金銭支払に応じるべきではないことで意見が一致した¹⁰。
- ランサムウェアの実行者に身代金を支払うことは：
 - 事案の終息や、貴方のシステムから悪意のあるソフトウェアの削除を保証しない。
 - 犯罪者に対して、彼らの活動を継続・拡大させるインセンティブを与える。
 - 犯罪者が不正活動のために使用できる資金を提供する。
 - 貴方がデータを取り戻すことを保証しない。

(3) 「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点に関する注意喚起」の発出

個人情報保護委員会は、2023 年 11 月 16 日に、「[個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点に関する注意喚起](#)」（以下「本注意喚起」といいます。）を発出しました。

⁹ 声明に加わった国・機関としては、例えば、日本、英国、米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インターポール等が挙げられます。なお、中国、ロシア、北朝鮮は含まれていません。

¹⁰ 「国内法及び国内規制に従って。」という注が付記されています。

Client Alert - Financial Sector

本注意喚起は、個人情報取扱事業者の元従業員が、元勤務先が管理する名刺情報管理システムのログイン認証情報を不正に転職先の従業員に提供し、同システムを第三者が利用可能な状態に置いた事例や、大手学習塾の元塾講師が当該学習塾の児童の個人情報を SNS のグループチャットに投稿したとされる事例等、個人データの取扱いに関し、内部的な不正行為に起因する悪質な事例が増加している傾向があるものと思料されることを背景に発出され、講じるべき安全管理措置の類型や、個人データの漏えい等の報告及び本人通知に関する要件や手続き等の留意点を整理したものとなっています。

本注意喚起では、安全管理措置に関して、個人情報取扱事業者が、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「GL（通則編）」といいます。）の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に示す安全管理措置のうち、特に以下の措置について、今一度確認・検討することが考えられる等としています。

組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備 ・ 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 ・ 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 ・ 漏えい等事案に対応する体制の整備 ・ 個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の教育
物理的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データを取り扱う区域の管理 ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ・ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス制御 ・ アクセス者の識別と認証 ・ 外部からの不正アクセス等の防止 ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

また、漏えい等の報告に関しては、個人情報取扱事業者において、GL（通則編）「3-5 個人データの漏えい等の報告等（法 26 条関係）」も参照の上、どのような場合が報告対象事態に該当するか、報告対象事態が発生してしまった場合の漏えい等の報告の内容・方法・報告期限、及び内部的な報告体制等についても今一度確認すべきこと等としています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、8. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860 (東京)

☎ +86-10-6590-9292 (北京)

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

9. サステナビリティ

(1) G20 サステナブルファイナンス作業部会による「2023年 G20 サステナブルファイナンス報告書」の公表

G20 においては、2021年、G20 サステナブルファイナンス・ロードマップの策定のため、G20 サステナブルファイナンス作業部会が発足し、同部会において、同ロードマップの策定、進捗確認、その他サステナブルファイナンスに関する研究が進められています。

同部会は、2023年10月11日、「[2023年 G20 サステナブルファイナンス報告書](#)」([原題: 2023 G20 Sustainable Finance Report](#)) を公表しました。同報告書は、同部会の成果物と「G20 サステナブルファイナンス・ロードマップ」の進捗状況を示した Volume I¹¹と、「持続可能な開発目標 (SDGs) の実施に向けた資金動員」及び「サステナブル投資を推進するための非価格政策手段」に係る事例研究をまとめた Volume II¹²の二部構成となっています。

Volume I においては、各国に対する政策提言等が行われており、本邦の今後の政策の方向性を推測するうえでも有用です。Volume II においては、日本における取組みも紹介されており、サステナブルファイナンス有識者会議や、インパクト投資等に関する検討会で議論された内容が記載されています。

(2) 「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」の公表

金融庁・経済産業省・環境省は、民間金融機関10社とともに「官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング」を立ち上げ、その検討結果として、2023年10月2日に、「[ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について](#)」(以下「本考え方」といいます。)を公表しました。

¹¹ <https://g20sfwg.org/wp-content/uploads/2023/10/Volume-I-G20-India-Final-VF.pdf>

¹² <https://g20sfwg.org/wp-content/uploads/2023/10/Volume-II-G20-India-Final-vf.pdf>

Client Alert - Financial Sector

[本ニュースレター Vol.5](#)でも紹介したとおり、同サブワーキングはトランジション・ファイナンスを行うにあたり、一時的にファイナンスド・エミッション（投融资先のGHG排出量）が増加すること等に関する懸念について検討を行ってきましたが、本考え方では、ファイナンスド・エミッションの具体的な算定・開示のあり方や、ファイナンスド・エミッション以外の指標の活用等、考えられるソリューション等に関する検討・議論の結果が取りまとめられています。

具体的には、①ファイナンスド・エミッションの算定・開示手法における工夫と②ファイナンスド・エミッション以外の開示手法の活用、すなわち②-1「実体経済の脱炭素化に関する取組」と②-2「金融機関の脱炭素化支援関連施策」について、考えられる手法の提示を行うものとされています。

①に関して、本考え方は、例えば、ファイナンスド・エミッション全体の数値に加えて、トランジション・ファイナンスに係るファイナンスド・エミッションの数値を開示することを提案しています。

また、②については、ファイナンスド・エミッションとは別に、複数の指標を活用することを提案しています。そのうち、②-1「実体経済の脱炭素化に関する取組」に係る指標については、各種イニシアチブで議論・言及されている指標を参考に、いくつかの指標¹³を例として挙げています。また、②-2「金融機関の脱炭素化支援関連施策」に係る実行力に関する指標としては、脱炭素化戦略の実行、エンゲージメント、ガバナンス等の観点から、いくつかの考え得る指標が例示されています¹⁴。

今後、ファイナンスド・エミッションに関する指標開示に際しては、本考え方を念頭に置いた検討が行われることが予想されるため、その内容については一定の留意を要するものと考えられます。

(以上、9. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎

☎ 03-6213-8117

✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

¹³ 「実体経済の脱炭素化に関する取組」に係る指標の例として、「特定の技術の活用を通じた削減貢献量」、「ネットゼロ目標やパリ協定等と整合するポートフォリオの総額・割合」、「トランジション・ファイナンスによるGHG将来削減効果（資金使途特定型）」等の指標が挙げられています。

¹⁴ 「金融機関の脱炭素化支援関連施策」に係る実行力に関する指標の例として、「ポートフォリオにおける金融機関の主要な方針」、「ネットゼロトランジション計画と整合する金融商品の割合・数」、「気候変動のエンゲージメントを実施した企業の割合・数やその結果」、「気候関連の意思決定、取組等に関与している従業員・経営層の人数や割合」等の指標が挙げられています。

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『[上場企業エクイティ・ファイナンス実務基礎講座～基本的な手順・書類・スケジュールから注意すべきポイント、最近の動向まで～](#)』
- 視聴期間 2023年11月15日(水) 10:00～2024年1月12日(金) 17:00 配信
- 講師 宮田 俊
- 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『[サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー](#)』
- 視聴期間 2023年10月30日(月)～2024年5月31日(金) 配信
- 主催 森・濱田松本法律事務所

No.	テーマ	講師
1. 配信済	「サステナビリティ×ファイナンス」イントロダクション	末廣 裕亮 弁護士 富永 喜太郎 弁護士
2. 配信済	サステナビリティ×ディスクロージャー	五島 隆文 弁護士
3.	サステナビリティ×デット・ファイナンス	二村 佑 弁護士
4.	サステナビリティ×エクイティ・ファイナンス	宮田 俊 弁護士
5.	サステナビリティ×REIT/不動産ファンド	山本 義人 弁護士
6.	サステナビリティ×アセマネ	廣本 文晴 弁護士 白川 剛士 弁護士
7.	サステナビリティ×ローン ～サステナビリティ・リンク・ローン等の契約実務～	末廣 裕亮 弁護士
8.	トランジション・ファイナンス	佐藤 正謙 弁護士
9.	インパクト投資	田中 光江 弁護士
10.	サステナビリティ×金融レギュレーション(1) (気候変動リスク管理など)	富永 喜太郎 弁護士
11.	サステナビリティ×ブロックチェーン	石橋 誠之 弁護士
12.	カーボンプレジット	久保 圭吾 弁護士
13.	サステナビリティ×金融レギュレーション(2) (顧客への気候変動対応支援など)	富永 喜太郎 弁護士
14.	ソーシャル/人権×ファイナンス	白川 佳 弁護士

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『コンプライアンス勉強会～明日から取り組める、VCが最低限行うべきコンプラ対応～』](#)
開催日時 2023年11月29日（水）14:00～16:00
講師 増島 雅和、中野 恵太
主催 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会

- セミナー [『第92回実務セミナー「カーボン・クレジット／排出量取引の最新動向』](#)
開催日時 2023年11月30日（木）14:00～16:00
講師 佐藤 正謙、鮫島 裕貴
主催 一般社団法人流動化・証券化協議会

- セミナー [『第七回国際動向勉強会（暗号資産に関する海外規制動向）』](#)
開催日時 2023年12月1日（金）14:00～15:00
講師 尾登 亮介
主催 新経済連盟

- セミナー [『第5270回金融ファクシミリ新聞社セミナー「インサイダー取引最新事例と規制動向並びに効果的なインサイダー取引防止体制構築—元証券取引等監視委員会調査官が近時裁判例・課徴金事例を交え解説—』](#)
開催日時 2023年12月7日（木）13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー [『戦略的コーポレート・ファイナンスの法務と実務～新株予約権・CBによる第三者割当型ファイナンス、臨報方式の海外募集、ライツ・オファリングをはじめ最新手法を徹底検証～』](#)
視聴期間 2023年12月15日（金）～2024年2月14日（水）配信
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー [『新しいステーブルコイン法制の全体像と実務対応』](#)
開催日時 2023年12月18日（月）9:30～11:30
講師 寺井 勝哉
主催 JPI（日本計画研究所）

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『近時の保険業界を取り巻く環境と法的留意点～法的論点・行政処分事例等から学ぶコンプライアンス対応を中心に～』](#)
 開催日時 2023年12月21日(木) 9:30～12:30
 講師 小川 友規
 主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「実務解説 申請書作成などの手続をどうするか 有報等の提出期限の延長申請における実務上の留意点」
 掲載誌 旬刊経理情報 (No.1693)
 著者 宮田 俊
- 論文 「NFTの法的課題」
 掲載誌 ウェブ版国民生活 (No.134)
 著者 増田 雅史
- 論文 「〈実務問答金商法(33)〉FDルールにおける「広報に係る業務」および「重要情報」の意義」
 掲載誌 旬刊商事法務 (No.2339)
 著者 森田 理早
- 論文 「IPOにおける上場承認前届出(S-1方式)の実務上の諸論点」
 掲載誌 旬刊商事法務 (No.2339)
 著者 鈴木 克昌、宮田 俊、平川 諒太郎、山口 大貴(共著)
- 本 『暗号資産の法律(第2版)』
 出版社 株式会社中央経済社
 著者 増島 雅和、堀 天子(編著) 江平 享、増田 雅史、石橋 誠之、白根 央、岡野 智、尾登 亮介、寺井 勝哉(共著)
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023 - Trends and Developments」
 掲載誌 Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023
 著者 吉田 和央、小川 友規(共著)

Client Alert - Financial Sector

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ／エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。